

議第144号
県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第144号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和8年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	米原市	3,000,000 ^円
	計	3,000,000
県営農道整備事業	彦根市	3,750,000
	甲賀市	16,475,000
	計	20,225,000
県営農地防災事業	高島市	7,840,000
	多賀町	2,000,000
	計	9,840,000
単独道路改築事業	大津市	61,180,800
	彦根市	11,700,000
	長浜市	18,867,000
	近江八幡市	17,520,000
	草津市	8,600,000
	守山市	28,650,000
	栗東市	7,800,000
	甲賀市	19,365,000
	野洲市	2,550,000
	湖南市	4,485,000
	高島市	10,560,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	東 近 江 市	40,395,000円
	米 原 市	11,475,000
	日 野 町	4,830,000
	竜 王 町	4,500,000
	愛 荘 町	6,150,000
	豊 郷 町	773,250
	甲 良 町	3,000,000
	多 賀 町	1,872,750
	計	264,273,800
補助急傾斜地崩壊対策事業	大 津 市	1,080,211
	彦 根 市	1,000,000
	長 浜 市	3,400,000
	湖 南 市	1,000,000
	高 島 市	150,000
	米 原 市	3,850,000
	多 賀 町	1,050,000
	計	11,530,211
補助急傾斜地総合流域防災事業	大 津 市	3,500,000
	長 浜 市	300,000
	近 江 八 幡 市	2,000,000
	多 賀 町	6,550,000
	計	12,350,000
補助都市計画街路事業	大 津 市	64,125,000
	彦 根 市	5,754,250
	守 山 市	113,625,000
	計	183,504,250
単独都市計画街路事業	大 津 市	300,000
	彦 根 市	3,300,000
	長 浜 市	2,700,000
	守 山 市	3,000,000
	栗 東 市	13,200,000
	東 近 江 市	600,000
	計	23,100,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。